

Title	〔商法二七四〕 振出人が自己を受取人として記載した約束手形を有効とした事例 (大阪高裁昭和五六年二月二五日判決)
Sub Title	
Author	島原, 宏明(Shimahara, Hiroaki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.5 (1987. 5) ,p.121- 127
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870528-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二七四〕

振出人が自己を受取人として記載した
約束手形を有効とした事例

〔判示事項〕

振出人が自己を受取人と記載したい、いわゆる自己受約束手形の振出は有効である。

〔参照条文〕

手形法三条一項

〔事実〕

原告Xは、振出人Y'（被告Yの別名）、振出日昭和五一年一月三十一日、金額七三〇万円、満期昭和五三年三月三十一日、振出地並びに支払地守口市、支払場所大阪殖産信用金庫金田支店、受取人Y'（Yの別名）と記載された約束手形一通を所持していたが、これは第一裏書人Y'からその白地裏書により裏書譲渡を受けたものであった。

Xは、満期に支払を求めるため、右手形を支払場所に呈示し

（大阪高判昭和五六年二月二十五日）
（昭和五五年三月十九日）
（第一九一六号）
（約束手形金請求控訴事件）
（金融・商事判例六二三号）
（一〇頁）

たが支払を拒絶された。そこで、XはY'に対し、手形金七三〇万円とこれに対する訴状送達の日（昭和五五年八月二十八日）以降支払済みに至るまで年六分の遅延損害金の支払を請求した。第一審判決は、自己宛約束手形の振出を無効であるとして、Xの請求を棄却した。そこで、Xが控訴したのが本件である。

〔判旨〕

「右事実によると、本件の手形はいわゆる自己受手形であると認められる。ところで約束手形の振出人が自己を受取人として支払を約することは右手形が右当事者の手許にとどまる限り無意味であるというべきであるけれども、手形は本来他に譲渡されることを予定した有価証券であり、自己受の約束手形が第三者に裏書譲渡された場合には、同一人が振出人、裏書人の別資格で第三者に対しそれぞれの義務を果たし得るものと解すること

とができ、したがって自己受手形の振出も有効であると解するのが相当である（殊に、本件の手形のように同一人が振出人、裏書人に異なる名義を用いて自己宛手形を振出した場合には、手形面では振出人、受取人は別人格とみられるから、右手形を取得した第三者に対し自己受手形の故に支払を拒絶しようとするれば、事情を知らない第三者に対し不測の損害を与えることになる。）」

〔研究〕

一、本件は、いわゆる自己受約束手形の有効性が問題とされた事例である。

過去において、これに触れた判例としては、まず大審院明治三六年一〇月一〇日判決（民録九輯一〇九七頁）がある。この判決は傍論としてはあるが、「約束手形ノ振出人ハ自己ヲ受取人ト為スコトヲ得サルハ其性質上然ラサルヲ得サルモノナリ……」（同一一〇五頁）と述べて、自己受約束手形の効力を否定している。その後、大審院昭和五年一月九日判決（民集九卷一〇二四頁）はこれを踏襲して、為替手形についての商法四四七条（現行手形法三条一項）の規定が小切手に準用されていないがら約束手形に準用されないことを以って、自己受約束手形の振出を無効と判示している。

一方、下級審ではあるが、今述べた大審院昭和五年一月九日判決の第一審にあたる大阪区裁判所昭和四年一〇月二二日判決（法律新聞三二九九号五頁）は、「……手形関係の当事者間に於ては其の本質上商法第四四七条は単なる説明的規定と解するこ

とを相当とすべく、同規定は約束手形（に）準用なしといえども準用ありと同一に論ずることを得べし」として、自己受約束手形を有効なものとして判示しており、また、その第二審（前述の大審院昭和五年一月九日判決の原審）にあたる大阪地裁昭和五年三月三日判決（法律新聞三二九九号六頁）も、約束手形の形式を定める商法五二五条（現行手形法七五條）は、振出人が手形証券に受取人の氏名又は商号を記載することを要する旨を定めるに止まり、その記載されたる受取人の何人たるかは問うていないから、仮設人を以って受取人としても手形の成立を妨げるものではないこと、及び商法四五六条、五二九条によって自己の振出したる約束手形を裏書により譲渡しえることからして、振出そのものによって直ちに自己を受取人とする約束手形の振出行為を有効なものとして判示している。

また、最近の判例としては千葉地裁昭和四七年三月三十一日判決（判例タイムズ二七九号三三九頁）があるが、これは、①裏書によって参加する第三者に対する関係においては、振出人および受取人の地位は矛盾せず、同一人が異なる資格を兼任してそれぞれの資格において異なる役割を演じて、法律上意味を有し得る、②手形法七五号五号の規定の仕方からして、架空の人を受取人と定めたとしても手形の成立を妨げないものと解することができる、③振出人は、自己の振出した手形を裏書によって取得し、さらにこれを裏書することができるのであるから、振出しによって直ちに自己を同一地位におくことができてもよい

と考えられる、との三つの理由から有効説を採っている。

本件の判旨も、これを踏襲したものと見ることができよう。

二、次に学説についてみると、その大多数は手形法三条一項(旧商法四四七条)の根拠を實際上の必要性、たとえば同一会社の異なる営業所間における会計処理のために兼併を認める経済的の必要があるといった点に求めており、この条文をして、法がその必要から、法律関係が別個人の人格者間にもみ存しうるとの一般私法上の原則に対する例外を設けたものと解している(大橋光雄・手形法一三九頁、田中誠二「並木俊守・判例手形・小切手法二九八頁、等」。そこで、自己受約束手形の振出につき無効説を採る論者は、手形法三条一項(旧商法四四七条)が例外的擬制的制度であることを以ってこれ以外の拡張を認めえない、と説明することとなる(松波仁一郎・日本手形法六五八―六六三頁、本間喜一・手形法・小切手法一九三頁、矢部廉・手形法要論四一一頁、高賀陽然良・手形法二五九頁、柳川勝二・改正商法論綱七二四頁、水口吉蔵・手形法論二五九頁、青木徹三・手形法論五四二頁、大橋・前掲一三九頁、松本蒸治・手形法四四八頁、寺尾元彦・手形法提要一三五頁、田中誠二・手形法小切法詳論上巻三九一頁、同下巻七〇八頁、田中(懋)「並木・前掲二九六―二九七頁」。

これに対して、現在では自己受約束手形の振出を有効とするのが多数説である(乾政彦「基本手形ニ於ケル当事者資格ノ重複ヲ論ス」法学志林一四卷二二号一頁、一四卷二二号四七頁、毛戸勝元「手形統一法仮案ヲ評ス」京都法学会雑誌七卷五号七七頁、田中耕太郎「手形

関係の本質―手形法の総合的考察」商法学特殊問題中三一〇頁、同「自己を受取人とする約束手形の効果」判例民法昭和五年度三六二頁、

竹田省・手形法・小切手法二一九頁、小町谷操三「基本為替手形に於ける当事者資格の重複」判例民法大正一三年度五二九―五三一頁、伊沢孝平・手形法・小切手法五三三頁、山尾時三・新手法論四五八頁、大野實雄「振出人と受取人との関係」手形法・小切手法講座二一三二頁、鈴木竹雄・手形法・小切手法一八〇頁、石井照久・手形法小切手法(商法Ⅳ)一七一頁、大隅健一郎「河本一郎・注釈手形法小切手法三〇頁、清水新・手形・小切手法一七六一―一七七頁、高島正夫・手形法小切手法(改訂版)八四頁、龍田節「手形要件」手形法・小切手法講座二八頁、小橋一郎・全訂手形法小切手法講義一四八頁)。但し、理由づけについてはいくつかに分かれており、その一部の論者は、手形法三条の意義についてこれを経済的必要から一般原則の例外を認めためたものである、とする点で無効説と同じ前提に立ちながら、為替手形において振出人と支出人、振出人と受取人とが同一人たることを無条件に認められた以上は、三者が同一人たることや、受取人と支出人が同一人たること、さらに約束手形の振出人と受取人が同一人たることも認められる、と説明している(乾・前掲・法学志林一四卷二二号一―二頁、毛戸・前掲・京都法学会雑誌七卷五号七七頁。なお、為替手形における支出人と受取人の兼併についてではあるが大審院大正一三年二月二五日判決・民集三卷二二号五七五―五七六頁も同旨)。

これらの学説と無効説との対立について田中耕太郎博士は

「これらは皆、商法四四七条の解釈の広狭に関する水掛論にすぎない。」(田中(耕)・前掲・商法学特殊問題中三〇六頁)と批判する。たしかに、田中(耕)博士の指摘されるごとく、前述した学説はいずれも手形法三条一項を政策的規定と解しているため、両者とも理論の上からは決定的な説得力を持ちえないであろう。そこで、同博士は従来の学説に対する批判的立場から、手形関係は金銭支払の關係であつて、一般私法上の法律關係とは異なる取扱を受けなくてはならず、金銭支払の必要は異なる人格者間のみに存するとは限らないこと(たとえば、同一人格者が異種の營業を為す場合、あるいは同種の營業であつても地域を異にして本店・支店を有し、これを営む場合、その各營業単位の間において、金銭の支払出納が行なわれる必要があること)を根拠として、手形当事者の兼併が認められる、と主張する(田中(耕)・前掲・商法学特殊問題中三〇八―三〇九頁。これに同調するものとして、伊沢前掲五三三頁がある)。これは、「手形關係の当事者たる地位は一般私法上の契約に於ける当事者双方の地位と甚だ其の性質を異にするのであつて、各員が同一の目的に対し協力する点よりして寧ろ法人設立の合同行為に類似すべきものがある。」(田中(耕)・前掲・商法学特殊問題中三〇四頁)という、手形当事者間の關係をいわゆる組織的性質から把握する立場を基礎とするものである。

また、小町谷博士はこれと同じ立場に立って、手形は実質關係の手段たる作用を為すものであつて、貨幣と同じようになつての支払方法に過ぎず、手形上の各当事者は各自支払に関する事

務を分担しているのであるから、これらの者の間には利害の衝突はありえないことになり、したがつて、為替手形における各当事者は各個独立の人格者であることを得ると共に、一部又は全部同一人格者であることをも得るのであつて、商法四四七条の規定は当然の事理を規定したに過ぎないものと説明される。

しかし、これらの主張に対しては、当事者資格の兼併の認否が組織法・行為法の対立と直接關係があるとは言ひ難い上に、たとえ手形当事者が支払の実現という大きな目的からみて協力關係にあるとしても、直接の当事者相互間に対立關係が存することを無視するのは行きすぎである、との鈴木教授の批判がなされている(鈴木・前掲一八一頁)。たしかに、田中(耕)博士の提唱された学説は、手形關係の構造的側面ならびにその實際上の機能という側面に着目した点で注目すべきものではあるが、手形關係をして一般私法上の法律關係とまったく異質なものとする立場に対しては私もまた根本的な疑問を抱かざるをえないところである。さらに、手形關係をめぐる各当事者の間に利害の対立が存しない、とするのは、手形行為によって実質關係とは別個の新たな法律關係が発生する、ということの意味を軽視していると批判しうるのであろう。

次に鈴木教授の学説であるが、同教授は、手形關係が二当事者間の關係のみに止まるのであれば、各当事者の地位はもちろん相矛盾し、したがつて同一人がそれを兼併することは法律的には全く無意味であるが、手形關係においてはさらに第三者の

参加が当然予想されるため、かかる第三者に対する関係においては、各当事者の地位は必ずしも矛盾するものとはならず、ゆえに、同一人が異なる資格を兼任してそれぞれの資格において異なる役割を演じて、それが法律上意味を有しうることになる、との理由で積極説に加担される(鈴木・前掲一八〇—一八一頁)。本件判旨の理論構成もこれにならったものと言えらる。

しかし、これらの諸説は自己受約束手形の振出が法律行為としてどのように構成されるか、という基本的な問題を見落しているように思われる。というのは、この点が解明されれば、手形法三条一項の根拠がおのずから明らかになり、そのことによって自己受約束手形の有効性についての判断を得るべき方向が定まるはずだからである。つまり、同条が法理論から必然的に導き出されるものであれば、これは理論上当然の事理を定めたものということになって、自己受約束手形の有効性についても法理論によって決せられるべきことになる。逆に手形法三条一項が法理論から導かれてこない場合は、実際の必要から特に設けられた規定なのであり、したがって例外的擬制的な規定として把えなくてはならず、自己受約束手形の有効性についても同様に政策的な観点から判断されなくてはならない、ということになる。

三、さて、手形行為も法律行為である以上、意思表示がその不可欠な要素であることは異論のないところである。したがって、自己受で為替手形や約束手形を振出す場合も、また当然に意思

表示がその要素として存在してはならない。しかし、このような場合には、意思表示の相手方は表意者自身ということになり、手形の振出という手形行為を相手方のない単独行為として把えない限り(私見は、手形の振出を証券の交付を要件とする契約と解する)、簡単に納得するというわけにはいかないであろう。

そこでまず、一般私法上自分自身に対する意思表示によって契約が成立する余地が存するか否かという点について検討する必要がある(もし、そのような余地がないものとなれば、手形法三条は、書面行為という手形の特殊性から政策的に認められたものということにならざるをえない)。

しかし、意思表示の構成要素である内心の効果意思は主観的なものであって、自分自身に対する法律効果を内容とするものとしても存在しうるものである。また、表示行為について考えても、これはいかなる方法であれ当事者間で意思の伝達が為されれば足りるのであって、第三者の認識の如何にかかわらないし、作為・不作為の別が問われることもない。したがって、同一人間においても意思表示が為されうるということを、外部的な表象がないという面から否定する根拠は見い出せないように思われる。

また、たとえば民法一〇八条はいわゆる自己契約、双方代理を禁じた規定であるが、一般に「代理権の範囲の特殊な制限」と説明されており、同条違反の行為は無権代理にあたるものと

解されている。そうだとすれば、この条文は、自らが自らに対して意思表示を為し、それによって法律的效果が生ずることを当然の前提としているものと考えなくてはならない。ただし、そうでなければ、わざわざこのような条文を設けて、代理人としての権限を制限する意味がないからである。また、商法二六五条が、取締役・会社間の取引につき、取締役会の承認ありたる場合には民法一〇八条の規定を準用しない、としているのは、一人の取締役が自分個人と会社の代表との二つの立場において、自らに対し意思表示を為すことによって契約が成立することを正面から認めたことに外ならない（もちろん、この二つの条文をして政策的に同一人間の意思表示の存在をわざわざ擬制したものとする必要のないことは先に述べたところから明らかである）。

四、以上のように、自分自身に対する意思表示というものも認められ、なおかつ、それは法律行為の要素となりうるわけであるが、その結果として、どのような法律効果が生ずるのであるうか。私見によれば、このような意思表示の効果として生じた権利・義務関係は、ほとんどの場合、成立と同時に混同の原則（民法五二〇条）により消滅してしまうのである（民法一〇八条や商法二六五条の想定する場面においては効果の帰属主体が異なるため、混同の原則が働く余地はない）。

この考え方を手形関係に推し進めていくためには、ここで書面行為たる手形行為についても混同の原則の適用が本来認められるものか否か、という問題に触れておかななくてはならない。

この点については、民法の混同の法理は手形その他の流通性ある有価証券については全く適用がない、とするのが現在の多数説である（鈴木・前掲二六二頁、伊沢・前掲四〇七頁、田中（誠）・前掲下巻五四二頁、等）。

しかし、本来、手形行為を書面行為となし、権利を証券に体化させることを認める意味は流通性の確保というところに存するのであり、したがって流通を保護する必要のない場合には、手形に特有な事情を認めるべき積極的根拠を欠くことになる。

いいかえれば、混同の原則の適用を排除することにより得られる便益、すなわち、自分以外に担保義務者が存在することによって新たな単名手形を振出す場合より信用力の高い手形を持つことができる、といった実益がない場合（たとえば支払拒絶証券作成期間経過後）にあつては、混同による債権・債務の消滅が生じない、とすべき手形特有の理由は存しないことになる。このような場合はあくまで原理・原則に立ち帰って私法一般の法理に従うべきであるから、判例（大審院昭和六年二月三日民集一〇巻二二二七五頁）及び以前の多数説（竹田・前掲一一八頁、岡野敬次郎・日本手形法二一九頁、青木・前掲四〇一四〇二頁、鳥賀陽・前掲一三四頁、毛戸勝元・統一手形法論一一一頁、松本・前掲二六九二七〇頁、小町谷操三・商法講義第四卷（手形法）一〇六頁）の言うように、民法の一般原則により手形債権も、また消滅するものと解すべきである。

五、さて、元来、為替手形の振出という行為はその当事者に対

し、権利義務関係の変動をもたらすものではない。この手形行為の目的は受取人に対し、手形金額の受領権限を授与するところにあるのである（担保義務の発生は、法定効果とみるべきであつて、振出人の意思表示の内容を成すものではない）。したがつて、自己を受取人として為替手形を振出す行為は振出人が自らに對して手形金の受領権限を与えることに外ならない。このような権限授与の關係は混同の原則になじむ性質のものではないから、手形法三条一項の規定は、その意味において当然のことを規定したものである。

これに對して、自己受約束手形の振出にあつては、それによつて振出人が負うべき債務と受取人の取得する債權とが完全に裏表の關係として把握される上に、流通が保護されるべき手形

特有の状態が生まれるわけでもない。したがつて、このような場合には、交付契約が成立すると同時に、債權・債務は混同によつて消滅することとなり、その結果、これを無効なものとして取り扱うべきこととなるものと考ええる。すなわち、理論的な側面からして、立法に依らずに、約束手形に對し手形法三条一項を準用ないし類推適用することは不可能なものと考えざるをえないのである。

以上の点から、本件においてYは手形上の責任を負わないこととなるが、權利外觀上の責任を負う余地は存するものと思われる。但し、この点について判断を行なうには、本件判旨中の認定事実だけでは不充分であり、ここではコメントを差し控えざるをえない。

島原 宏明

〔最高裁判事例研究 二五一〕

昭六一一(一) (最高民集四〇卷
二四三頁)

代位弁済者の債權者から代位取得した原債權またはその連帯保証債權の給付請求を認容する場合と判決主文における求債權の表示

求債債務履行請求事件(昭六一・二・二〇・第一小法廷判決)

Y(被告・被控訴人・上告人)の被相続人AとZ(本件一審被告)

の被相続人Bは、C会社が、債權元本極度額三五〇万円、利息日歩

二錢七厘、遅延損害金日歩四錢とし、機械器具類を讓渡担保に供し、貸付・手形取引等を行うとしてD信用金庫との間に結んだ金融取引契約の連帯保証をなした。その後貸付けられた三五〇万円の債務をCが履行しなかつたため、D信用金庫はC会社の同業者であるE会社から右債務の弁済を受けた。E会社は、D信用金庫からC会社に對する貸金債權及びY、Zに對する連帯保証債權を代位取得したものととしてこれらの債權をX(原告・控訴人・被上告人)に讓渡しC